

あゆみ

平成21年度業務報告書

(平成22年作成)

目 次

青少年相談センターの沿革	1
I 青少年相談センターの概要	
1 青少年相談センターの概要（平成22年11月現在）	3
2 相談・支援等業務の説明	5
3 会議等	9
4 建物の概況等（平成22年11月現在）	10
5 横浜市青少年相談センター条例及び同施行規則	11
II 平成21年度業務報告	
1 相談・支援業務の概況	12
(1) 相談取扱状況	12
(2) 新規相談受理状況	12
2 新規来所相談	13
(1) 新規来所相談受理状況	13
(2) 終結状況	16
3 電話相談	17
(1) 電話相談受理状況	17
(2) 電話相談対応状況	19
4 集団活動	20
(1) 定例集団活動	20
① グループ活動	20
② サークル活動	22
③ フリースペース「みんなの部屋」	23
④ 発達障害児・者支援事業	24
(2) 特別集団活動	26
① 夏期キャンプ	26
② 親・子宿泊	27
③ 短期宿泊訓練	28
④ お楽しみ会・お別れ会	28
⑤ 所外活動（遠足）	29
⑥ OB会	29
(3) 保護者対象の活動	30
① センター保護者会	30
② 父母会	30
③ 思春期・青年期家族勉強会	31
5 社会参加・就労体験	32
6 研修	33
7 思春期・青年期市民講座	34

青少年相談センターの沿革

- 昭和 38年 8月 ・ 民生局、教育委員会、神奈川県警察の3機関からなるセンターが中区翁町に
開所
- 39年 9月 ・ 簡易宿泊所居住の不就学児童を対象とした指導教室（後に「ことぶき学級」）を
開設
- 41年 8月 ・ 登校拒否生徒を対象とした「心理治療室」を開設
- 42年 9月 ・ 「ことぶき学級」は児童のほとんどが復学し、その役割を終えて閉鎖
- 45年 4月 ・ 心理治療室が市立富士見中学校の情緒障害児学級に指定され、教育委員会か
ら専任教諭が配置される
- 56年 3月 ・ 市立富士見中学内に情緒障害児学級が移転したため「心理治療室」が閉鎖し、
教育部門が移転
- 56年 9月 ・ 継続指導中の青少年を対象とした、通所によるグループ指導を開始
- 56年 10月 ・ 青少年の親を対象にグループカウンセリングを目的とした父母会を開始
- 59年 4月 ・ 所長が中央児童相談所副所長兼務になる
- 平成 4年 2月 ・ 県警本部の移転により、本部内に「少年相談室」が設置され、警察部門が
移転
- 6年 4月 ・ 局再編により、民生局から福祉局に変更
- 9年 6月 ・ 心理教育的アプローチに基づいた「思春期・家族勉強会」を開始
- 12年 3月 ・ 20代の青少年を対象としたフリースペース「みんなの部屋」を試行的に
開始
- 18年 4月 ・ 局再編により、福祉局からこども青少年局に変更
- 4月 ・ 所長が専任になる
- 18年 12月 ・ センターの関連機関として、若者の職業的自立に向けた支援を行う「よこ
はま若者サポートステーション」が西区北幸に開設
- 19年 4月 ・ 相談支援担当係長が配置される
・ 重点事業として、ユースサポーター訪問事業、社会参加・就労体験等の取り組
みを開始
- 19年 6月 ・ 南区浦舟町に移転（中央児童相談所と併設）
- 19年 6月 ・ 青少年相談センター条例を全部改正し、青少年の自立及び社会参加の支援をセ
ンターの業務として規定
- 19年 10月 ・ センターの支所的機能を持つ地域支援拠点である「地域ユースプラザ」の
1か所目として、「よこはま西部ユースプラザ」が保土ヶ谷区天王町に開所

- 平成 20年 11月 ・「地域ユースプラザ」の2か所目として、「よこはま南部ユースプラザ」が磯子区西町に開所
- 22年 3月 ・「地域ユースプラザ」の3か所目として、「よこはま北部ユースプラザ」が都筑区茅ヶ崎中央に開所

I 青少年相談センターの概要

1 青少年相談センターの概要（平成22年11月現在）

(1) 【概 要】

開 所： 昭和38年8月1日

目 的： 青少年の健全な育成を目的とする団体等との連携を図りつつ、青少年に関する総合的な相談並びに青少年の自立及び社会参加の支援等を行う。

対 象： 概ね15歳から29歳までの青少年及びその家族

設置根拠： 横浜市青少年相談センター条例

所 管： こども青少年局

特 徴： 開設以来、時代や地域のニーズに応じた事業の展開を図って来たが、近年は主に義務教育終了後の年齢層の「不登校・ひきこもり」等の思春期・青年期問題の相談支援機関としての役割が大きくなっている。

(2) 【職 員 構 成】

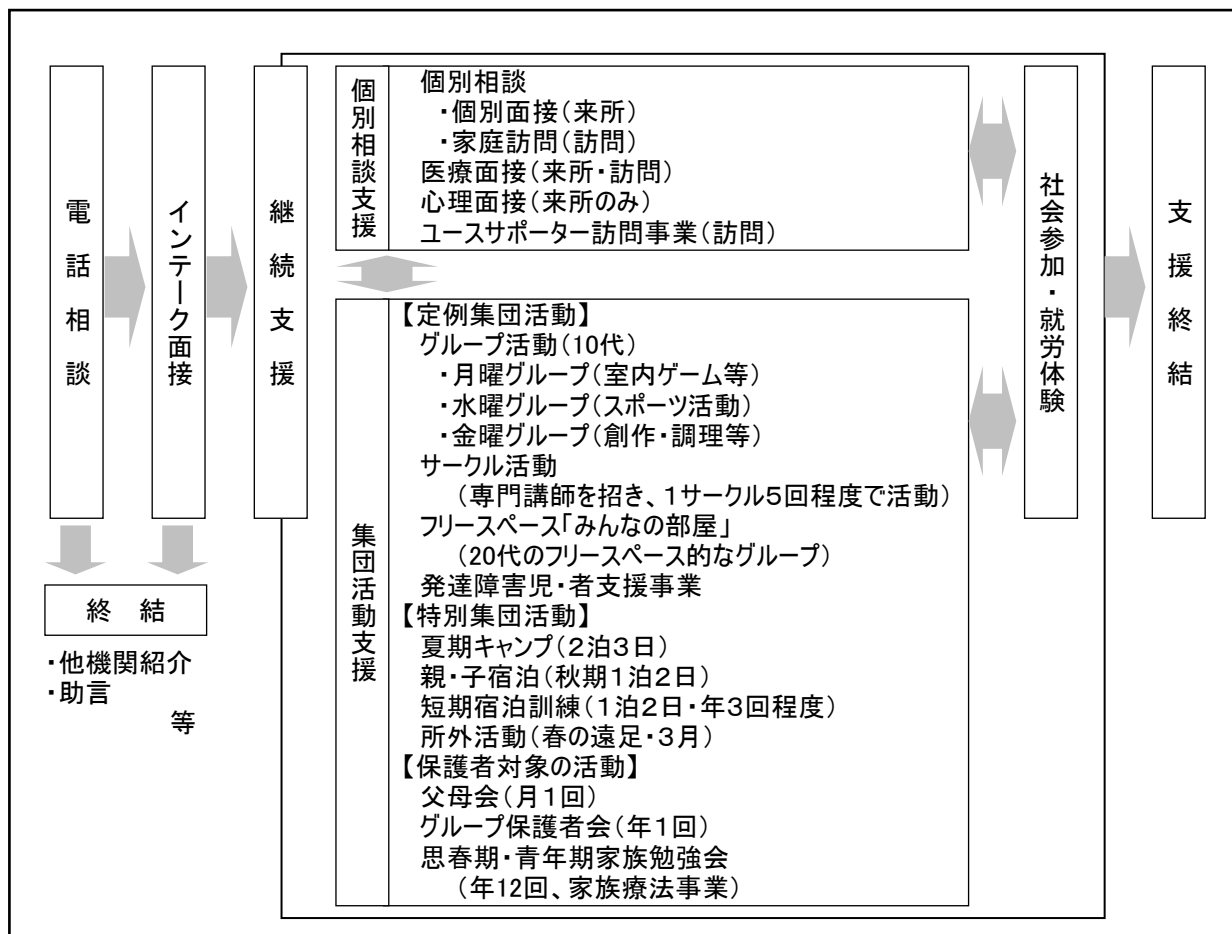
所 長： 1人 庶務担当： 2人（内1人は事務嘱託員） 精神科医： 非常勤

副 所 長： 1人 相 談 員： 8人（内2人は電話相談嘱託員） 臨床心理士： 非常勤

相談支援担当係長： 1人

(3) 【青少年相談センターの業務】

① 相談・支援業務の流れ



② 関係機関等との連携

地域ユースプラザの運営支援、ユーストライアングル（青少年相談センター、地域ユースプラザ、よこはま若者サポートステーション）の連携促進、「横浜市子ども・若者支援協議会」（平成22年度～）による関係機関連絡会議及び相談員合同研修会の開催などを行っている。

③ 広報・啓発

ひきこもり市民講座、ひきこもり出前講座、ホームページによる情報提供や学校等関係機関へのチラシ配付などを行っている。

2 相談・支援等業務の説明

(1) 電話相談

電話相談は、2名の電話相談嘱託員が対応している。

原則として匿名で1回毎に終結としているが、必要に応じて電話での相談を継続する場合もある。

(2) インテーク面接（初回面接）

電話相談の結果、来所しての相談が適当である場合、インテーク面接を実施している。インテーク面接は、原則予約制としており、インテーク担当として電話相談嘱託員が面接を行っている。

インテーク面接後、インテーク会議により、「継続」「助言」「他機関紹介」等の支援内容が検討され、継続支援が適当である場合は、担当相談員に引き継がれる。担当相談員は居住区によって決められるが、利用者の状況によっては、居住区にこだわらずに担当を決めることもある。

(3) 継続支援

個別面接を継続しながら、必要に応じて集団活動支援を並行して行う。

① 個別相談支援

内容としては個別面接・家庭訪問・医療面接（嘱託医面接）・心理面接・ユースサポーター訪問事業・関係機関連絡調整などがある。

ア 個別面接

面接頻度は、週1回から数カ月に1回程度と、利用者によってさまざまである。面接形態も、本人または親との個別の面接、親子同席面接、臨床心理士が加わった親子並行面接など、必要に応じて実施している。

言語表現が苦手な青少年本人の場合は、対話による面接が本人の緊張を高めてしまうことがある。そのため、トランプ・オセロなどのゲーム、描画や工作、ギター演奏や音楽鑑賞、箱庭、卓球など、個々の青少年が興味をもって取り組めるものを通して関わりをもつ場合もある。自由でのびのびと振る舞える場所と時間を担当相談員と共有する経験を通して、青少年は自らの心を他者に向かって開き始める。それが、グループ活動やサークル活動などの集団活動へと行動範囲を広げていく原動力になっていくことも多い。

イ 家庭訪問

ひきこもり状態などで本人が来所できない場合には、担当相談員が家族と調整して家庭訪問を実施している。

ひきこもっている青少年にとって、家は自らを守る最後の砦でもあり、家庭訪問は、その砦に踏み込んでいくことでもある。そのため、事前に手紙や電話で本人の意向を確認し、親を通じて情報収集するなど、慎重に準備を進めている。

なお、本人が家庭訪問を了承しても、必ずしも本人に会えるとは限らない。家族以外の人間との接触を久しく持っていない青少年が、直前になって臆して自室のドアを開けない場合も少なくない。そのような時は、ドア越しに声をかけたり手紙を残したり、親との会話を間接的に聞いてもらうなどしている。本人の意向を尊重しながら、訪問を重ねるうちに会えるようになることが多い。

担当相談員の訪問にも慣れ、「次はいつ来てくれるの？」と次の家庭訪問を心待ちにするような状況になると、徐々に家の外に出ていく機会を作る段階になり、そして、来所面接へと繋がる可能性が高くなっていく。

ウ 医療面接（嘱託医面接）

近年の相談は、青少年の自我発達の遅れや社会体験の不足、思春期特有の混乱に加えて、（親も子も）精神的ストレスによる強い症状を呈したり、性格面での偏りが強い利用者が多く見られるなど、問題が複雑化している。

精神神経科的な診断や助言を必要とする場合には、嘱託医による面接を行っている。

また、ひきこもりなどで直接本人が来所することが困難な場合は、保護者の了解のもと嘱託医と担当相談員が訪問面接をすることもある。家庭訪問の場合と同様、青少年本人の意向にも慎重に配慮しながら実施している。

エ 心理面接

利用者に対して臨床心理士が嘱託医と相談員との連携のもとで、必要に応じて心理的な検査および面接を行っている。

オ ユースサポーター訪問事業

不登校やひきこもり状態にある青少年の社会参加の窓口を広げることを目的として、ユースサポーターとして委嘱した大学生などによる訪問を行っている。なお、平成21年度の実施状況としては、17人（男7人・女10人）のユースサポーターを委嘱し、10人の対象者に延べ103回の訪問を行った。

カ 関係機関連絡調整

在籍校、教育総合相談センター、児童相談所、区福祉保健センター、医療機関、県警少年相談・保護センター、よこはま若者サポートステーションや地域ユースプラザ等との連絡調整を行っている。

② 集団活動支援

個別面接を継続中で、おおむね20歳までの青少年を対象に、定例集団活動と特別集団活動を実施している。また、20歳代のフリースペース的なグループ活動も実施している。（詳細は、次章「平成21年度業務報告」を参照）

③ 社会参加・就労体験

ひきこもり状態からの回復期にある青少年に対し、パソコン教室やリサイクルショップ等での販売・接客体験など、様々な社会参加・就労体験の機会を提供している。（詳細は、次章「平成21年度業務報告」を参照）

(4) 関係機関等との連携

① 地域ユースプラザの運営支援

地域ユースプラザは、青少年相談センター及びよこはま若者サポートステーションの支所的機能を有する施設として、青少年の自立支援を図るため、地域に密着した支援を行うことを目的として設置している。市内4か所の設置を予定しており、平成21年度末現在、西部・南部・北部の3か所を設置済である。

なお、地域ユースプラザの事業内容は、次のとおりである。

- ア 第一次的な総合相談
- イ ひきこもりからの回復期にある青少年の居場所の運営
- ウ 社会体験・就労体験プログラムの実施
- エ 地域の関係支援機関・区役所との連携及び地域ネットワークづくり
- オ その他青少年の自立支援事業として、市長が必要と認める事業

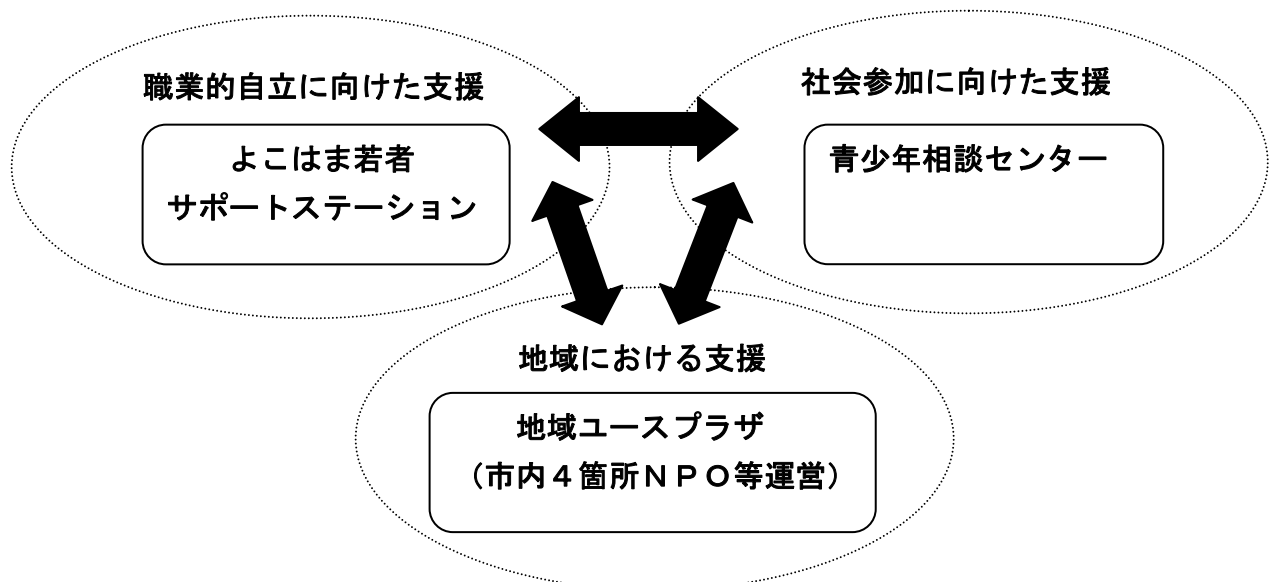
青少年相談センターは、毎月の連絡調整会議などを通じて、地域ユースプラザでの運営状況についての情報共有や、事業実施にあたっての助言・協力を行っている。

② ユーストライアングルの連携促進

困難を抱える若者に対して、一人ひとりの状況に応じて、きめ細かく、切れ目ない相談支援を実現するため、青少年相談センター、よこはま若者サポートステーション、地域ユースプラザとによって構成される「ユーストライアングル」を中心とした関係機関との連携を進めている。

ユーストライアングル3機関の連携促進のための取り組みとしては、ユーストライアングル支援者学習会（支援困難ケースや複数機関利用ケースについてのモデル事例の学習会）を隔月で開催するほか、青少年相談センターで実施する専門家によるケースカンファレンスや職員研修について、よこはま若者サポートステーション、地域ユースプラザの参加を呼びかけている。

【参考】ユーストライアングル



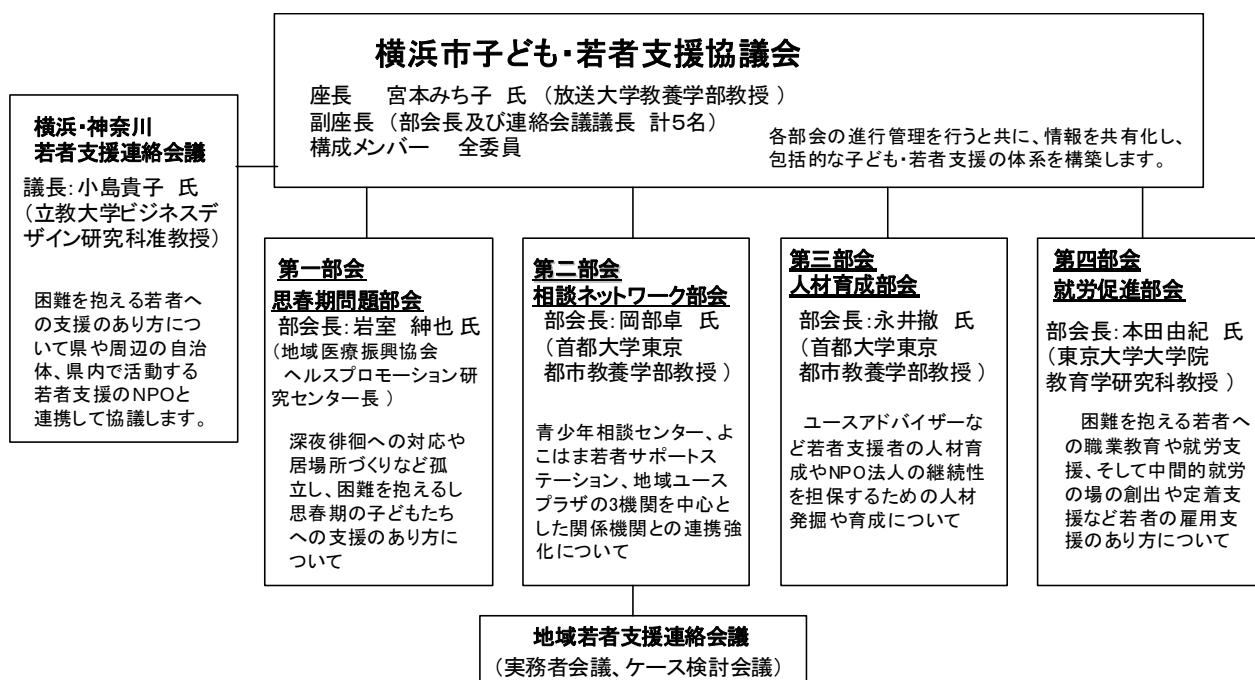
③ 横浜市子ども・若者支援協議会（平成22年度～）

社会生活を円滑に営む上で、困難を有する子ども・若者を支援するためのネットワークを形成し、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることにより、その効果的かつ円滑な実施を図ることを目的として、平成22年度から「横浜市子ども・若者支援協議会」が設置された。（なお、協議会設置にいたるまでの取り組みとして、平成20～21年度にかけて内閣府の「地域における若者支援のための体制整備モデル事業」による企画委員会等を開催した。）

青少年相談センターは、こども青少年局青少年育成課とともに、事務局として、この協議会の運営にあたっている。

協議会には、「思春期問題」「相談ネットワーク」「人材育成」「就労促進」「広域連携」といった子ども・若者の育成支援に関する課題ごとに部会等を設置している。また、公的専門相談機関及び地域で青少年の相談・支援に取り組んでいるNPO法人等の民間機関の相談員を対象にした「相談員合同研修会（内閣府モデル事業・ユースアドバイザー養成講習会）」を開催し、横浜市全体の支援者のスキルアップに取り組んでいる。なお、平成21年度の相談員合同研修会の実施状況としては、10月から3月にかけて全9回開催し、延べ401人（実人数90人）の参加があった。

【参考】横浜市子ども・若者支援協議会の構成（平成22年9月現在）



3 会議等

他者との接触に慣れていない青少年も多く来所しているため、担当相談員以外の職員も、利用者一人ひとりに対する理解をもって適切な働きかけをする必要がある。

そのため、インテーク会議、定例会議や朝の打合せの際、職員間での利用者に関する情報交換には力をいれている。

(1) インテーク会議

インテーク面接（初回面接）で得た情報は、面接を行った相談員より、非常勤の精神科医を交えたインテーク会議（職員会議）に報告され、センターで継続して支援することの適否、支援方針、他機関を紹介する場合は、どの機関が適当かなどが検討される。インテーク会議で継続支援が適当と判断され、利用者からも継続利用の希望が出された場合は、担当者が決められ、個別面接や家庭訪問、必要に応じて青少年または保護者向けの集団活動等の支援が行われることとなる。

(2) 嘱託医コンサルテーション

支援上、精神神経科的な見立てや対応について助言を必要とする場合には、非常勤の精神科医によるコンサルテーションを受け、支援方針を立てるようにしている。また、支援困難事例については、コンサルテーションを拡大する形で、担当相談員以外の相談員も複数加わり、(ミニ)カンファレンスを開催することもある。

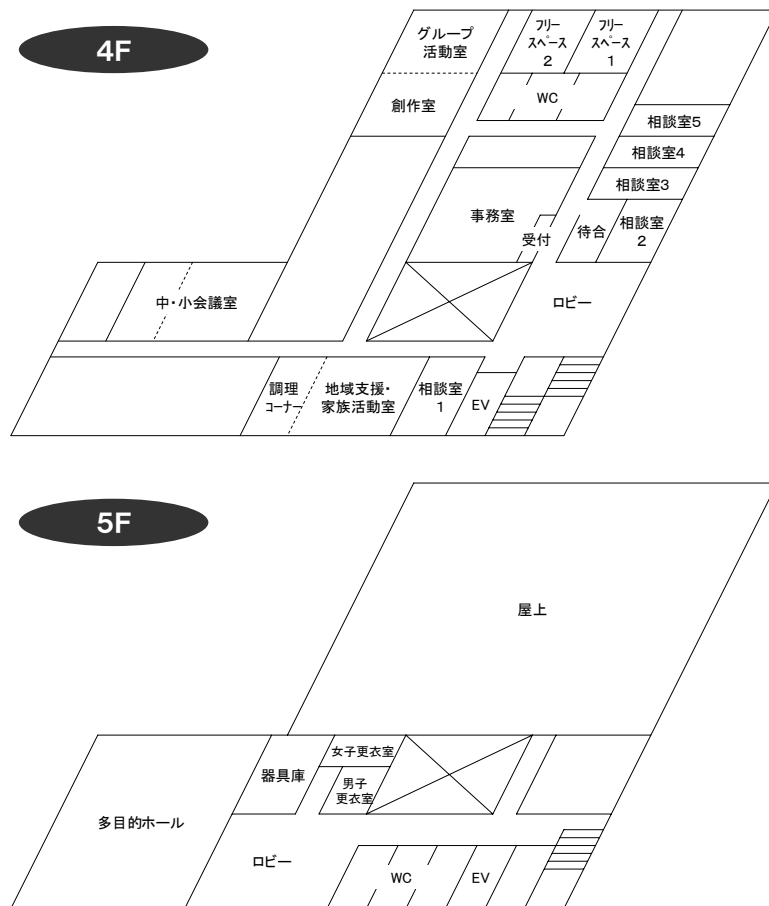
(3) ケースカンファレンス

月1回、支援が困難な利用者の事例を中心にケースカンファレンスを実施している。

(助言者：首都大学東京 都市教養学部 永井 徹教授)

4 建物の概況等（平成22年11月現在）

〔現在の建物概況〕 ※1～3階は省略



【所在地】

横浜市南区浦舟町3-44-2
(4階)

【建 物】

構造／鉄筋コンクリート一部鉄骨造5階建（中央児童相談所と併設）

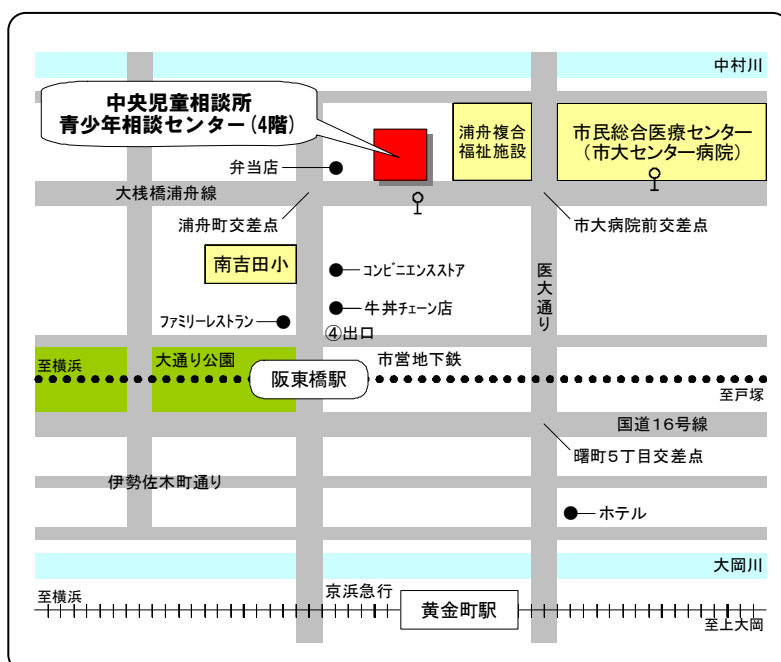
延床面積／4,476.47㎡

青少年相談センター 294.46㎡

中央児童相談所 2,112.00㎡

共用部分 2,070.01㎡

〔現在地〕



【交通機関】

- ・京浜急行黄金町駅 徒歩10分
- ・市営地下鉄阪東橋駅 徒歩5分

- ・市営バス 68・102・158系統
- 京浜急行バス 110系統
- 「浦舟町」

【相談受付】

午前8時45分～午後5時15分
土曜・日曜・祝日は休み

5 横浜市青少年相談センター条例及び同施行規則

○横浜市青少年相談センター条例

制 定 平成19年 2 月23日 条例第 3 号

横浜市青少年相談センター条例をここに公布する。

横浜市青少年相談センター条例

横浜市青少年相談センター条例（昭和38年 7 月横浜市条例第20号）の全部を改正する。

（設置）

第 1 条 青少年の健全な育成を目的とする団体等との連携を図りつつ、青少年に関する総合的な相談並びに青少年の自立及び社会参加の支援等を行うため、横浜市青少年相談センター（以下「センター」という。）を横浜市南区に設置する。

（事業）

第 2 条 センターは、次の事業を行う。

- （1）青少年に関する総合的な相談に関すること。
- （2）青少年の自立及び社会参加の支援に関すること。
- （3）青少年の問題に関する情報の収集及び提供に関すること。
- （4）その他市長が必要と認める事業

（委任）

第 3 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成19年 6 月規則第77号により同年同月25日から施行）

○横浜市青少年相談センター条例施行規則

制 定 平成19年 6 月25日 規則第78号

横浜市青少年相談センター条例施行規則をここに公布する。

横浜市青少年相談センター条例施行規則

横浜市青少年相談センター条例施行規則（昭和38年 8 月横浜市規則第45号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、横浜市青少年相談センター条例（平成19年 2 月横浜市条例第 3 号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（開館時間）

第 2 条 横浜市青少年相談センター（以下「センター」という。）の開館時間は、午前 8 時45分から午後 5 時15分までとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合は、開館時間を変更することができる。

（休館日）

第 3 条 センターの休館日は、次のとおりとする。

- （1）日曜日及び土曜日
- （2）国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第 3 条に規定する休日
- （3）1 月 2 日、1 月 3 日及び12月29日から12月31日まで

2 市長は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合は、休館日に開館し、又は休館日以外の日に開館しないことができる。

（委任）

第 4 条 この規則の施行に関し必要な事項は、こども青少年局長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

Ⅱ 平成21年度業務報告

1 相談・支援業務の概況

(1) 相談取扱状況

来所相談では前年度からの繰越329件と新規来所相談232件の合計561件を対象に相談・支援を実施した。この中から161件が終結となり、400件を翌年度へ引き継いだ。

なお、電話相談は匿名制・1回制を原則としているため、翌年度への繰越は生じない。

〔表－1〕平成21年度相談取扱状況

相談区分	件数	処理	
		終結	繰越
電話相談（a）	1,456	1,456	
新規来所相談受付件数（b）	232	94	138
前年度からの来所相談繰越件数（c）	329	67	262
件数計（a＋b＋c）	2,017	1,617	400
来所相談件数再掲（b＋c）	※ 561	161	400
相談・支援総件数（延べ件数）	12,857		

※ 561ケースに対する延べ相談取扱件数・・・継続相談 7,944件、訪問相談 381件、計 8,325件

(2) 新規相談受理状況

新規来所相談が232件（前年度は227件）、電話相談が1,456件（同1,551件）であった。

〔表－2〕平成21年度新規相談 上位3位までの相談種別（主訴で分類）

来所相談		電話相談	
全件数 232件(100.0%)		全件数 1,456件(100.0%)	
不登校	68(29.3%)	不登校	238(16.3%)
ひきこもり	64(27.6%)	家族関係	170(11.7%)
神経性障害・精神疾患等	23(9.9%)	ひきこもり	143(9.8%)

2 新規来所相談

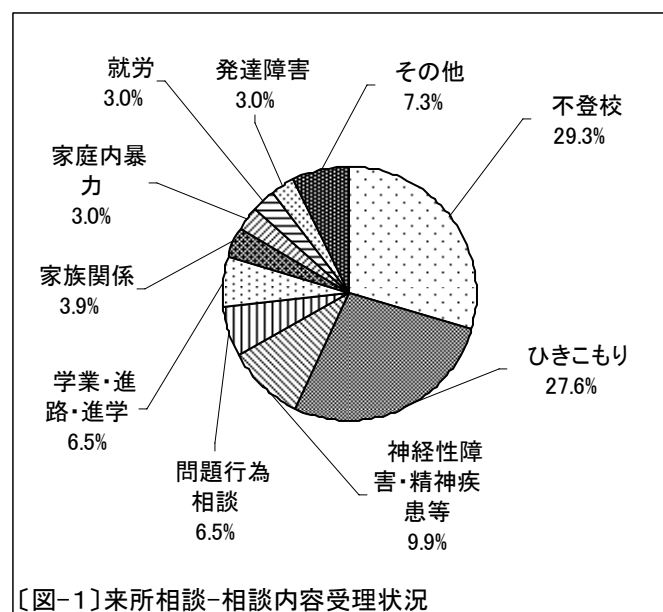
(1) 新規来所相談受理状況

平成21年度に受理した新規来所相談件数は232件であった。これは、過去10年間で最も多い件数となっている。

① 来所相談－相談内容（主訴で分類）

〔図－1〕に示すように、不登校、ひきこもりに関する相談が合わせて56.9%となっており、昨年度に比べ件数、割合共に増加傾向にある。

相談内容	件数
不登校	68 件
ひきこもり	64 件
神経性障害・精神疾患等	23 件
問題行為相談	15 件
学業・進路・進学	15 件
家族関係	9 件
家庭内暴力	7 件
就労	7 件
発達障害	7 件
その他	17 件
合 計	232 件



※ 注 相談内容についての説明

〔不登校〕 高校生までの不登校に関する相談

〔ひきこもり〕 「様々な要因によって自宅以外での生活の場が長期的に失われている状態」に関する相談

〔神経性障害・精神疾患等〕精神、神経科的な症状に関する相談

〔問題行為相談〕 窃盗、暴行、傷害、家出、外泊、不良交友、金品持出、金銭濫費、飲酒、薬物使用等

〔学業・進路・進学〕 勉学そのものへの悩み、進路・進学、部活等に関する相談

〔家族関係〕 親子、夫婦、兄弟など家族間の悩み。DVに関する相談

〔家庭内暴力〕 家庭内におけるこどもの暴力行為に関する相談

〔就労〕 就職、就業に関する相談

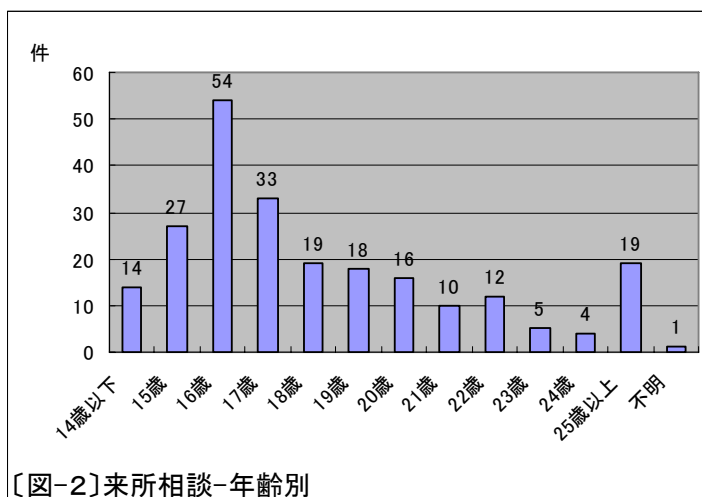
〔発達障害〕 広汎性発達障害、LD、ADHD等に関する相談

② 来所相談－年齢別

〔図－２〕に示すように、最も多いのは16歳で54件（23.3％）である。

なお、15歳から18歳までが全体の57.3％となっており、引き続き中学3年生から高校生年齢が利用者の中心層となっているが、20歳以上の利用者の割合も28.5％あり、増加傾向にある（対前年度比5.2％増）。

年齢	件数	割合
14歳以下	14 件	6.0%
15歳	27 件	11.6%
16歳	54 件	23.3%
17歳	33 件	14.2%
18歳	19 件	8.2%
19歳	18 件	7.8%
20歳	16 件	6.9%
21歳	10 件	4.3%
22歳	12 件	5.2%
23歳	5 件	2.2%
24歳	4 件	1.7%
25歳以上	19 件	8.2%
不明	1 件	0.4%
合 計	232 件	100.0%

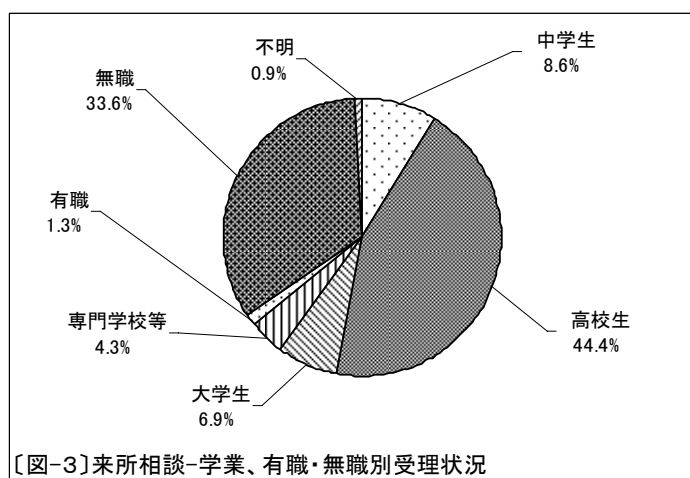


③ 学業別、有職・無職別

学生（中学・高校・大学・専門学校等）は149件（64.2％）で、無職は78件（33.6％）、有職は3件（1.3％）であった。高校生が最も多く、全体の44.4％（103件）と約半数となっている。

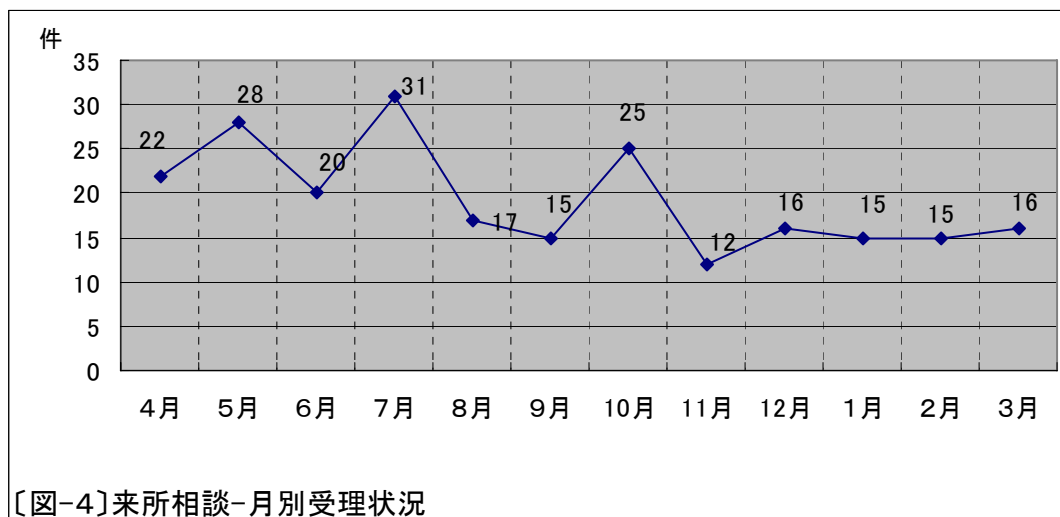
なお、高校中退者は、「高校生」ではなく「無職」に分類されている。

学業、有職・無職別	件数
中学生	20 件
高校生	103 件
大学生	16 件
専門学校等	10 件
有職	3 件
無職	78 件
不明	2 件
合 計	232 件



④ 月別受理状況

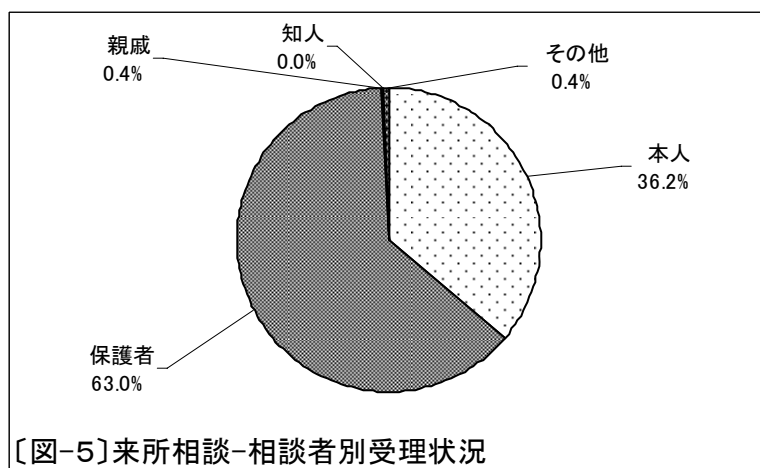
上半期は月ごとに件数が上下しており、明確な傾向を把握するのは困難な状況であった。今年度は、総件数で過去最多であったが、特に7月の31件は、月単位での過去最高受理件数となった。夏休みの時期にあたる8月に受理件数が減少したのは例年どおりであった。夏休みは、周りも休みに入ることで若干不登校等の状況の受け止めが和らぐことと、本人が家にいることで家族が相談しにくい状況が生まれることが影響するようである。



⑤ 来所相談-相談者別

保護者からの相談が全体の63.0%、次いで本人の36.2%で、ここ数年、本人が初回から来所する件数が顕著に増加傾向にある。(保護者と本人が一緒に来所した際は、本人としてカウントしている)

相談者	件数
本人	84 件
保護者	146 件
親戚	1 件
知人	0 件
その他	1 件
合 計	232 件



⑥ 新規来所相談におけるひきこもり件数

新規来所相談数 232件

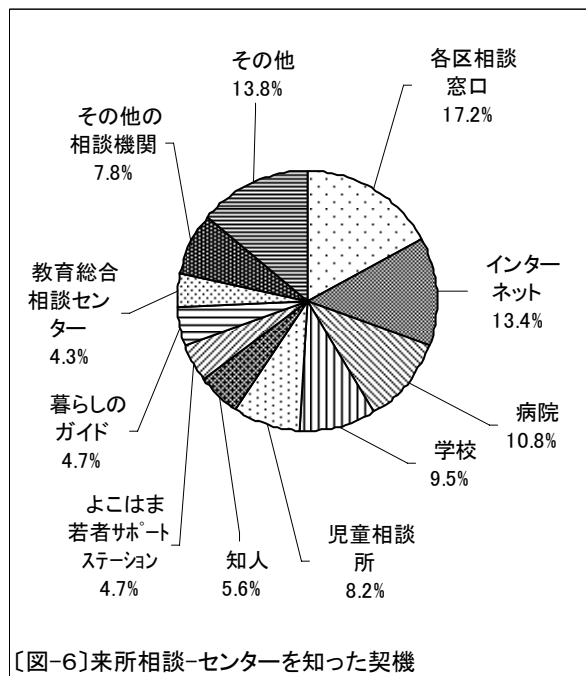
ひきこもり(全相談からの再掲) 109件 全体の47.0%

※なお、前年度からの継続来所相談におけるひきこもり件数は、68.1%を占めており、新規も含めた来所相談全体に占める割合は、59.4%となっている。いずれも増加傾向にある。

⑦ 来所相談—センターを知った契機

〔図-6〕新規受理ケースがどのようにしてセンターのことを知ったか、そのきっかけを分類した。ここ数年顕著に件数割合が増加しているのは、インターネット、病院である。

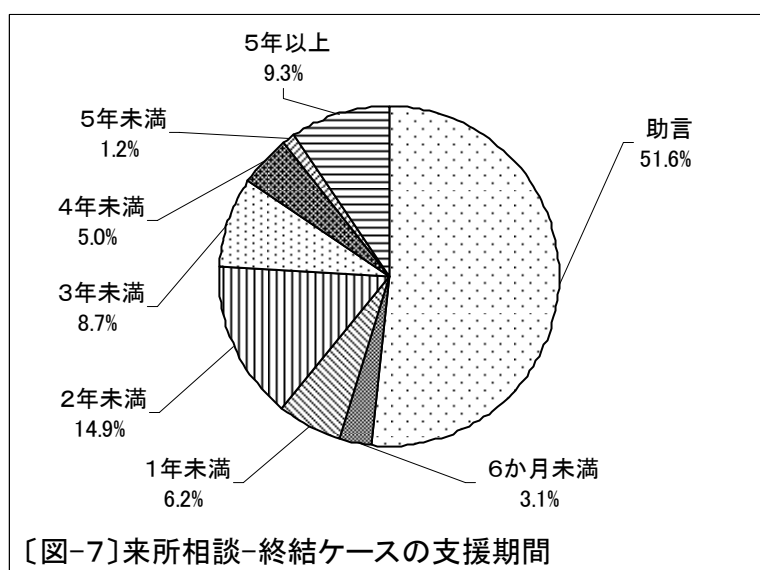
どこでセンターを知ったか	件数
各区相談窓口	40 件
インターネット	31 件
病院	25 件
学校	22 件
児童相談所	19 件
知人	13 件
よこはま若者サポートステーション	11 件
暮らしのガイド	11 件
教育総合相談センター	10 件
その他の相談機関	18 件
その他	32 件
合 計	232 件



(2) 終結状況

終結ケースにおける支援期間は、1年～2年未満が14.9%、2年以上が24.2%となっており、合わせて計39.1%が1年以上の継続的関わりとなっている。一方、平成19年度から「助言」終結が増加傾向にあるが、同年より嘱託医同席によるインテーク会議により支援方針を検討する体制が整い、よりの確に継続支援が必要かどうか見極める体制が強化されたことによるものと思われる。

支援期間	件数
助言	83 件
6か月未満	5 件
1年未満	10 件
2年未満	24 件
3年未満	14 件
4年未満	8 件
5年未満	2 件
5年以上	15 件
合 計	161 件



3 電話相談

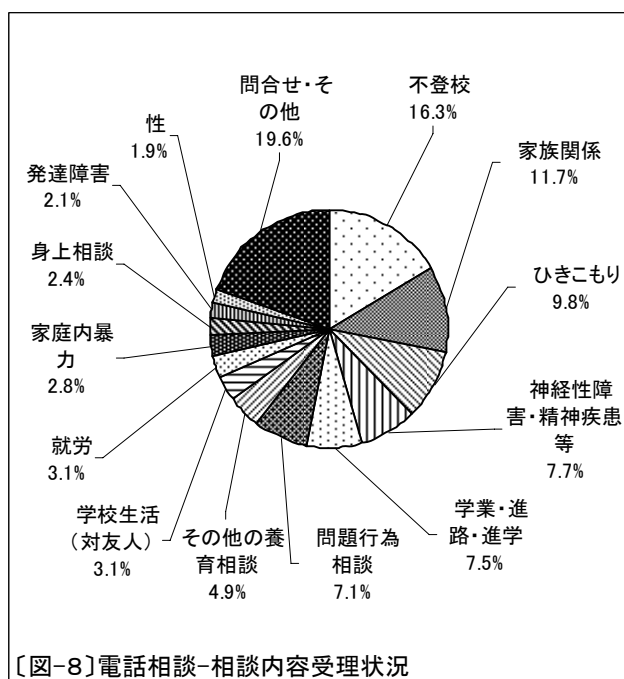
(1) 電話相談受理状況

電話相談は1,456件（前年度は1,551件）、前年度比6.1%減であったが、ここ数年は増加傾向にあり、10年前（平成12年度：780件）との比較では、倍近い増加率となっている。

① 相談内容

相談の種別は、不登校相談（16.3%）、家族関係相談（11.7%）、ひきこもり相談（9.8%）が上位3位までを占めている。

相談内容	件数
不登校	238 件
家族関係	170 件
ひきこもり	143 件
神経性障害・精神疾患等	112 件
学業・進路・進学	109 件
問題行為相談	104 件
その他の養育相談	72 件
学校生活（対友人）	45 件
就労	45 件
家庭内暴力	40 件
身上相談	35 件
発達障害	30 件
性	28 件
問合せ・その他	285 件
合 計	1,456 件



※ 注 相談内容についての説明

〔その他の養育相談〕 他の項目に該当しない子の養育に関する相談

〔学校生活（対友人）〕 学校生活で発生した友人関係に関する相談

〔身上相談〕 他の項目に該当しない自分自身に関する相談

〔男女交際〕 特定の男女間の悩みに関する相談

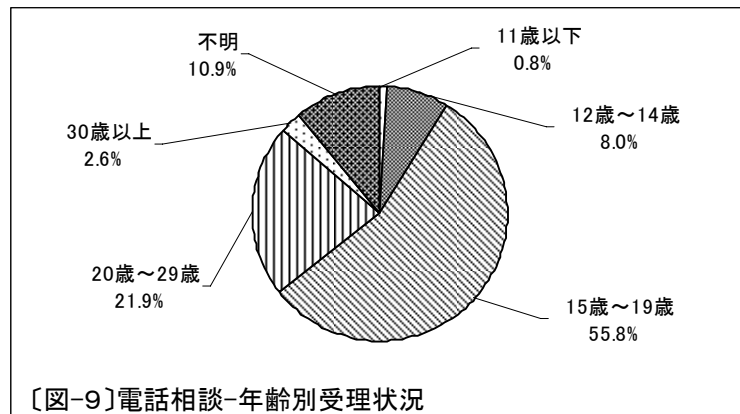
〔性〕思春期・青年期特有の性の悩みに関する相談

*その他の項目説明は、P13参照

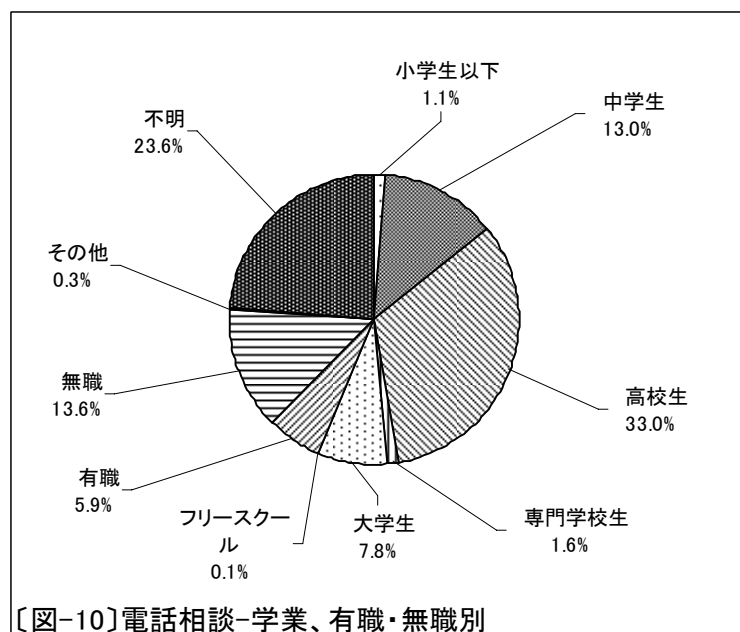
② 電話相談一年齢別・学業別

年齢別では、平成19年度までは20歳～29歳の年齢層の割合が10%台で推移してきていたが、昨年度に引き続き20%台を越えており、種々の困難状況が高年齢化していることがうかがい知れる結果となった。学業別では、高校生に関するものが最も多く全体の37.6%で相変わらず高率を占めている。電話相談は、対象年齢を限定せずに相談を受けているため、30歳代以上の相談もあるが、割合こそ低いものの内容的には困難度の高いものが多く、必要な助言を行うと共に対応可能な他機関を丁寧に紹介するようにしている。

年齢層	件数
11歳以下	12 件
12歳～14歳	116 件
15歳～19歳	812 件
20歳～29歳	319 件
30歳以上	38 件
不明	159 件
合 計	1,456 件



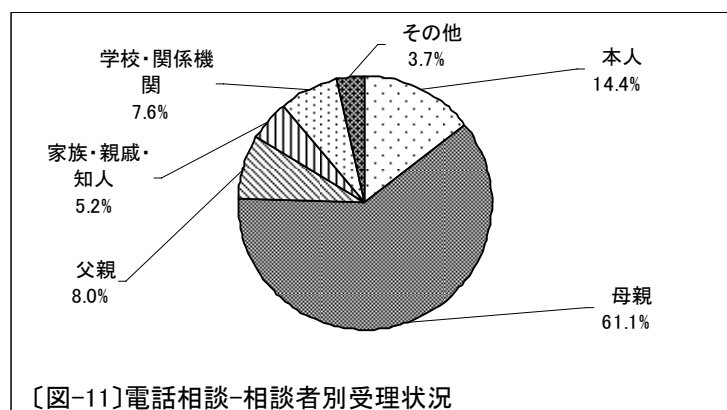
年齢層	件数
小学生以下	16 件
中学生	190 件
高校生	480 件
専門学校生	23 件
大学生	113 件
フリースクール	1 件
有職	86 件
無職	198 件
その他	5 件
不明	344 件
合 計	1,456 件



③ 電話相談－相談者別

父からの相談が117件（8.0％）で増加傾向を示している。（昨年度5.5％）

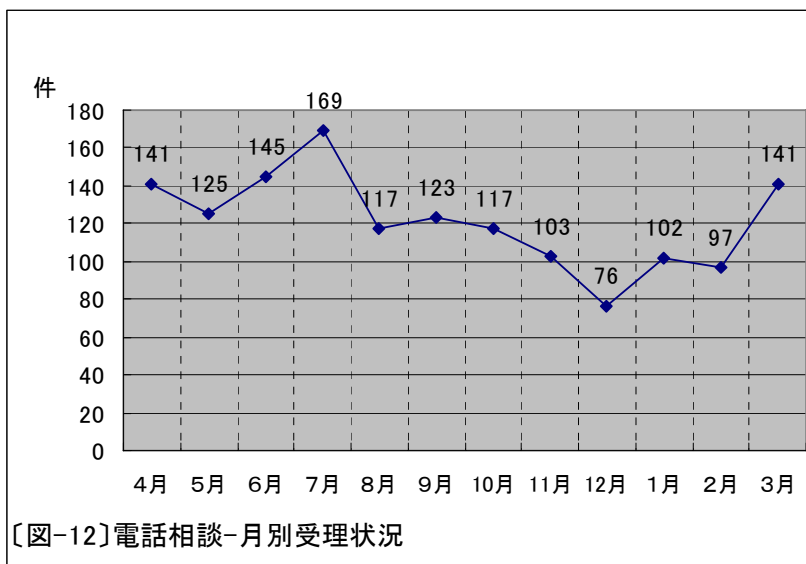
相談者	件数
本人	210 件
母親	890 件
父親	117 件
家族・親戚・知人	76 件
学校・関係機関	110 件
その他	53 件
合 計	1,456 件



④ 電話相談一月別受理状況

新年度の進路に向けての不安が高まる年度末に、相談件数の増加傾向が見られ、夏休みの時期に相談件数が減少する傾向は、例年どおりであった。来所相談と同じく7月の件数が特徴的に多かった。

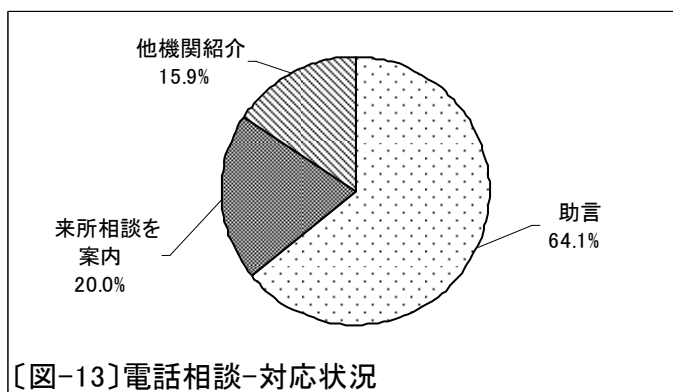
4月	141 件	9.7%
5月	125 件	8.6%
6月	145 件	10.0%
7月	169 件	11.6%
8月	117 件	8.0%
9月	123 件	8.4%
10月	117 件	8.0%
11月	103 件	7.1%
12月	76 件	5.2%
1月	102 件	7.0%
2月	97 件	6.7%
3月	141 件	9.7%
合計	1,456 件	100.0%



(2) 電話相談対応状況

電話相談は基本的には、1回を単位としているため、「助言」の割合が多くなるが、平成18年度を境に割合としては減少傾向にあり、一方で、「来所相談案内」と「他機関紹介」の割合が増加傾向にある。

対応状況	件数
助言	933 件
来所相談を案内	292 件
他機関紹介	231 件
合 計	1,456 件



4 集団活動

集団活動は、定例集団活動と特別集団活動に分けられる。また、対象は青少年を対象とするものと、保護者を対象とするものがある。この他に青少年と保護者双方を対象とした親・子宿泊も実施している。

同世代の集団参加に強い不安感を持つ青少年が、信頼でき安心できる集団の中で、徐々に同世代の青少年と交流できるようになる場として、集団活動は大きな意義を持っている。

集団活動の実施にあたっては、挫折体験による逆行が生じないように、参加しやすい（負担感の少ない）プログラムを設定し、青少年が話しかけやすい兄・姉世代の協力員を配置するなどの配慮が必要となる。また、集団の中で現れる青少年の課題を発見し、個別面接でフォローしていくことも必要となる。

(1) 定例集団活動

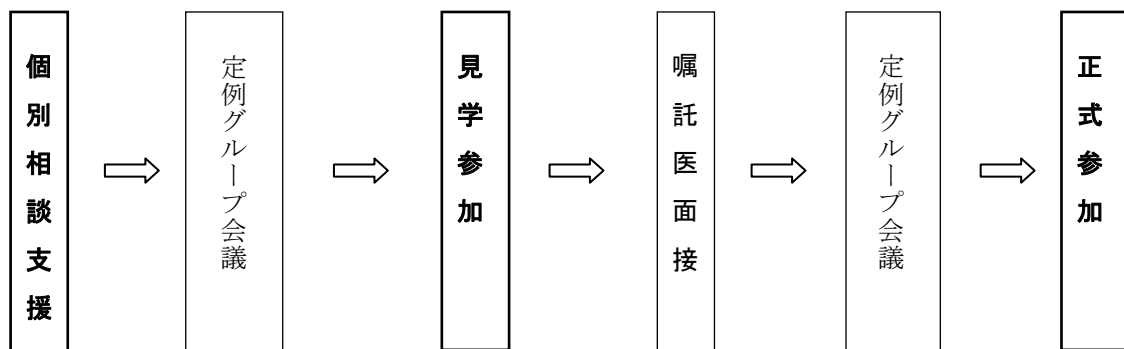
個別面接を継続中の概ね20歳までの青少年を対象に、グループ活動・サークル活動などを実施している。集団活動での不安や悩みを相談する場として、個別面接は必ず並行して行っている。

担当相談員との個別面接を重ね、信頼関係が形成される中で、青少年は自らの心を他者に向かって開き始めるようになる。やがて、「友だちがほしい」「居場所がほしい」という言葉が青少年から聞かれ始める段階になると、グループ・サークル等の集団活動への参加が具体的に検討されることになる。

参加にあたっては、嘱託医（精神科医）の意見を参考にしながら、担当相談員と青少年が面接の中で目標や参加するグループなどを決めている。

なお、毎月の定例グループ会議や年度末に行うグループ評価会議で、目標の達成度や青少年の状況、今後の課題等について検討している。

個別支援から集団活動参加までの流れは、次の図のとおりである。



① グループ活動（月曜グループ・水曜グループ・金曜グループ）

グループ活動は、昭和56年9月より開始している。

活動時間は、通常、毎週月・金曜日の午前10時から12時までと、水曜日の午後2時半～5時までとなっている。

このグループ活動には、担当相談員の補助として集団活動支援協力員（心理学や社会福祉学を専攻している学生）が参加しているが、青少年の兄や姉のような年齢のスタッフの存在は、参加者にとっ

て身近なモデルとなり、特に参加歴の浅い、また、不安の強い青少年にとっては、友達に近い感覚で接することのできる大切な存在となっている。

グループ活動に安定して参加できるようになり、正式参加となった青少年は、グループ活動が始まる前や後に、メンバーや集団活動支援協力員と一緒に過ごすようになる。この時間中は、担当相談員が同席しておらず、メンバーが自主的にゲーム、おしゃべり、卓球、ビリヤードなどをして過ごすことができる貴重な時間となる。担当相談員がリードして活動している時には気付かなかった、対人関係の課題に青少年自身が気付いたり、その課題をクリアするため新たな試みに挑戦したりする良い機会となっている。

最初は興味のある1つのグループのみに参加し、体力的、精神的に余裕が出てくると、参加するグループも次第に増えてくる。したがって、青少年によっては、3グループ全てとサークル、個別面接と、週に5日間センターに来所することもある。そこで培われた自信が本格的な社会参加へとつながっていくこととなる。また、定時制高校や通信制高校等へ通い始める青少年もおり、少しずつセンター以外に自分の居場所を見出していく。

また、既存のグループに参加する前にウォーミングアップが必要な青少年に対しては、適宜、担当相談員が「プレグループ」を実施している。

【表－3】グループ活動実施状況

グループ名 () 内は主な活動内容	実施回数	参加延べ人数
月曜グループ (室内ゲーム等自由遊び)	35回	562人
水曜グループ (スポーツ活動)	37回	503人
金曜グループ (創作・調理等)	42回	437人
プレグループ	22回	43人
合 計	136回	1545人

【表－4】グループ活動 年齢層別参加状況 (実人数) (人)

4/1付年齢	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	20歳以上	合計
男	0	2	6	0	5	4	9	26
女	0	0	5	3	4	2	5	19
合計	0	2	11	3	9	6	14	45

② サークル活動

平成9年度から、通年で行っているグループ活動と異なり、一つのテーマを5回程度のシリーズにしたサークル活動を実施している。講師は外部から専門家を招き、青少年たちが興味・関心の幅を広げ、新たな自信をつけていく契機となっている。

期間限定のサークル活動は、「長期的に参加する自信はないが、短期間であれば参加してみたい」という青少年や、グループ活動で行われているメニュー以外の活動を希望している青少年にとっては、参加しやすいものになっている。

また、グループ活動で自信をつけた青少年にとっては、さらに自らの興味と体験を広げていくという役割を果たしている。中には、サークルでの活動が、将来の進路選択に繋がる青少年もいる。

【表－5】平成21年度サークル活動実施状況

サークル名	実施回数	延べ参加数	備 考
パントマイム&大道芸サークル ～体で‘思い’を伝えてみよう～	5回	28人	体を動かしながら、自分の‘思い’を表現する楽しさを体験する。親・子宿泊研修でパフォーマンスした。
陶芸サークル ～想いをカタチに残す土遊び～	5回	69人	「成形の楽しさ」と「土と炎が生み出す美しさ」を味わい、喜びを分かち合う。
合 計	10回	97人	

③ フリースペース「みんなの部屋」

センターを利用する20歳代の、ひきこもりからの回復期にある青少年の自立支援を充実するため、平成12年3月から「みんなの部屋」事業をスタートさせた。

ア) 対象者：参加時点で20歳代のセンター利用者とする。

イ) 目標：自分たちが主人公であるという自覚を持って、主体的に活動できるようになることを念頭に置き、

- ① 自分たちでやることを決めて実施できるようにする
- ② ①に対して自分たちで責任を負うことが出来るようにする
- ③ 自分たちで相談して解決できるようにする
- ④ 自分たちで情報を集め、自分たちから情報を発信できるようにする

ウ) 場所、時間：センター内の1室（フリースペース2）。毎週木曜日の午前10時～午後4時まで。その間であれば、いつ来ても、いつ帰ってもよい。

エ) スタッフ：みんなの部屋運営協力員（25歳以上で、利用者の良き相談相手になることができる知識と経験を持つ者）を軸にして担当職員と協力して運営するという形をとる。

活動内容は、室内ではお喋り、調理（昼食作り）、センター花壇の手入れ、ゲーム、ギター・バイオリン・リコーダー・ピアノ等各々が演奏できる楽器を使用してのバンド練習、バドミントン・3on3などのスポーツ、所外では散策、スケート、ハイキングなどを行った。昼の調理は、ほぼ毎回実施され、メニュー決め、買い出し、調理、片付けに至るまで、メンバーの手によって行われており、活動の中核として定着しつつある。また、一泊二日の合宿への参加等も行っている。

近年、20歳代の利用者が増加したことに伴い、「みんなの部屋」は出口部分の支援機能を果たす一方、ひきこもり回復初期にある青少年が、一歩外に出る際の居場所としての機能も果たしている。

④ 発達障害児・者支援事業

青少年相談センターでは、近年、発達障害の傾向があり、集団での交流に馴染みにくい利用者が増えている。このため、平成19年度から、センター利用者のうち、発達障害の傾向がある利用者やその保護者を対象にした支援プログラムについて検討している。

利用者が体験する集団の規模を無理なく広げていけるように、ミニグループ（2から3人の小規模グループ）と中規模グループ（ミニグループの合同グループ会）を組み合わせ、それを繰り返し実施する形態のグループ活動を試行的に導入するとともに、保護者支援のための研修会も開催している。

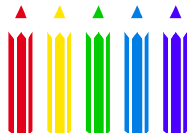
【表－6】平成21発達障害児・者支援事業実施状況

項目	実施回数	参加延べ人数	参加実人数
小規模グループ	31回	88人	13人
中規模グループ	5回	36人	11人
保護者対象研修会	2回	33人	29人



グループの内容



	(月) お話とゲーム	(水) スポーツ	(金) 創作・調理
内 容	◎カードゲーム トランプ・ウノ・ ボードゲーム等 ◎話すこと・聞くこと 少しずつ上手になるよ うに楽しい雰囲気の中で 練習します。	◎中村小学校体育館 バスケット・バレー等 ◎所外活動(2ヶ月に一回程 度) クルージング、テニス等	◎簡単な工作・造形 ◎壁新聞作り ◎調理実習(月一回)
持 ち 物	・特にありません 	・体操着(動きやすい服装)、 体育館履き(動きやすい靴)、 を用意してください。 ・靴をセンターに保管するこ ともできますが、その際は靴 か袋に名前を付けて下さい。	・調理実習の時は、エプ ロンを持ってきてくださ い。 
時 間	・午前10時～12時	・午後2時半～5時 ・所外活動のときは変更する ことがあります。	・午前10時～12時 ・調理実習や所外活動の ときは多少変動します。
集 合 場 所	・グループ活動室(4F)	・事務室(4F)前に集合	・グループ活動室(4F)
担 当 か ら	・カードゲームを通して、 一緒に活動します。 ・無理のないようにして いますので、安心して参 加して下さい。気が付く と集団の中に自然に居ら れるようになります。 ・ルールは懇切丁寧にお 教えしますので、初心者 の人も心配いりません。	・センターのスポーツは難し いことはやりません。 楽しくやりましょうね。 ・ただ、ふざけすぎてケガな どをしないようにして、真面 目にやるところは真面目に やりましょう。 	・手を動かして、物を作 る喜びを感じてみまし ょう。 ・気軽に見に来てくださ い。 ・うまいとかヘタとか は、全然関係ありませ ん。みんなで楽しく活動 しましょう。

(2) 特別集団活動

① 夏期キャンプ

毎年7月下旬に、2泊3日で夏期キャンプを実施している。

当センター利用者の中には、家庭を離れて生活した経験が少ない青少年も多く含まれる。そのような青少年にとって、仲間と宿泊を体験することは、対人関係や自己達成感の点で、個別面接や定例のグループ活動だけでは得ることのできない非常に大きな効果（社会参加に向けた大きな前進）をもたらしている。一方で、集団活動としての密度が濃く、参加に相当の躊躇や緊張を伴ったり、失敗体験が大きなダメージとなってしまうリスクもあるため、信頼できる存在としての職員の積極的な関わりが必要となる。

また、活動としてより大きなエネルギーを要する夏期キャンプへの参加にいたるまでの段階的な宿泊プログラムとして、親・子宿泊（近隣・大人数・1泊2日）や短期宿泊訓練（近隣・小人数・1泊2日）を活用することで、青少年が安心感や自信をもって参加できるよう促している。

この夏期キャンプでは、野外炊事・ハイキング・海水浴・キャンプファイアーなど、多様なプログラムがあり、さまざまな経験をすることとなる。特に、それぞれの参加者が係・班に属して役割を担うという経験や、キャンプファイヤー時の出し物を参加者同士で話し合い、準備し、そして演じるといった経験は、参加者に大きな達成感をもたらし、自信にもつながっている。

平成21年度 夏期キャンプ	平成21年7月28日（火）～30日（木）
	・場所／神奈川県「足柄ふれあいの村」 ・参加青少年／24人
	・「事前説明会」 7月 8日（水） ・「思い出会」 8月31日（月）

実施前には「説明会」を開催してプログラムや持ち物の説明をし、班ごとの話し合いも併せて実施している。初めてのキャンプ参加で、不安を覚えている青少年にとっても、事前の顔合わせや説明は参加へ向けての弾みになるようである。

また、8月下旬には、ビデオや参加者の感想文をまとめた文集を見ながら、キャンプを振り返る「キャンプ思い出会」を開いている。

② 親・子宿泊

この行事は、父母会主催で昭和60年から始まり、平成4年度以降は、当センターの事業として実施している。

平成14年度からは、名称を親子から親・子と変更し、親だけ、青少年だけでの参加もできるように工夫した。平成15年度からは、選択して参加できるように二通りのプログラム（講演会とグループワーク等）を用意し、また、全員が交流できるプログラムも行っている。

この行事のメリットとしては、

- ① 親とともに参加できることで、利用生の不安を軽減させることができる。
- ② 父母同士や父母と職員が交流を深めることができる。
- ③ 親が、我が子以外の青少年と交流する機会になると同時に、青少年が自分の親やスタッフ以外の大人と交流する機会となる。

などがあげられる。

これまでに得られた効果としては、

- ① 不安の強い利用生が、初めて集団活動、宿泊活動に参加するきっかけになった。
- ② 親子で参加した後、利用生がセンターに来所するようになった。
- ③ 親子の会話のきっかけになった。
- ④ 親が、集団の中での子の様子を客観的に把握することができた。同時に、青少年が客観的に親を見ることができた。

などがあげられる。このように親・子宿泊は、親子関係の再確認や、関係調整をする上での良いきっかけになっている。

平成21年度は、ひきこもり体験者による講演や、パントマイム&大道芸サークルの発表、サークルから生まれた自主グループによる歌の披露、OBや父母も参加してのコミュニケーションタイムでは「みんなで話そう！」などのプログラムを実施した。

平成21年度 親・子宿泊	平成21年11月28日（土）～11月29日（日） ・場所／野島青少年研修センター ・参加者／青少年28人・親10人
-------------------------	---

③ 短期宿泊訓練

平成9年9月から短期宿泊訓練を実施している。

宿泊体験の導入として位置するプログラムであり、参加者の状況を考慮して、少人数（職員2人と青少年4人前後）・近隣（市内の青少年野外活動センターを借りて実施）・1泊2日の内容で実施している。この短期宿泊訓練をステップとして、より大きなエネルギーを要する夏期キャンプ等の活動へと繋がるなどの効果がみられる。

平日の午後センターに集合し、参加者同士が打ちとけられるように参加者の希望も取り入れながら、施設見学やレクリエーションなどを行い、その後宿泊先に向かう。

食事は、参加者が話し合ってメニューを決め、買い出し、調理を行い、夜は、カードゲーム、フリートーキングなど、参加者の興味・関心に合わせて行っている。

青少年によっては相当な緊張を強いられ、参加を決める際にかなり躊躇することも珍しくない。初めての参加者は、昼間のプログラムのみ参加して泊まらずに帰宅するということもあるが、大人数では味わえない家族的な雰囲気での体験を通して、参加者相互の、そして職員と青少年との信頼関係を深めることができている。

平成21年度は1回実施し、5人の青少年が参加した。

④ お楽しみ会・お別れ会

企画・立案・準備・当日の司会進行などは青少年たちが自主的に行う手作りの催しである。当日は、グループ活動協力員の出し物もあり、毎回盛り上がりを見せており、参加者の自主性を高めると共に、参加者同士の交流を深める役割を果たしている。

「お楽しみ会」は毎年クリスマスシーズンに開催しており、平成21年度で25回目を迎えた。

「お別れ会」は年度の終わりに開催される。グループ活動・サークル活動を卒業するメンバーや、一年間メンバーのお兄さん・お姉さん役として活動してきた集団活動支援協力員との別れを惜しむ機会としている。

お楽しみ会	平成21年12月18日（金）	・参加青少年／21人
お別れ会	平成22年3月23日（火）	・参加青少年／28人

⑤ 所外活動（遠足）

年度を締めくくる行事として、毎年３月に日帰り遠足を実施している。集団活動に入る前段階として参加する青少年もいるが、その年度をもってセンターを離れるメンバーにとっては気持ちを整理する機会となり、翌年度も継続する青少年にとっては、「別れ」の体験や一年を振り返る契機になっている。

平成２１年度 所 外 活 動	平成２２年３月２６日（金） ・ 場所／神奈川県立生命の星・地球博物館、小田原城址公園 ・ 参加青少年／２５人
---------------------------	--

⑥ ＯＢ会

センターの利用を終えた多くの青少年にとって、利用終了後もセンターは心の支えになっている。平成９年度から年に１回、夏休みに開催されているＯＢ会には、毎年多くの「ＯＢ」達が集まってくる。２１年度も、バスケットボール等でかつての仲間と共に汗を流し、楽しく、また懐かしいひと時を過ごした。また、ＯＢ会には、現在センターを利用している青少年も参加し、「ＯＢ」達との交流は、今後のことを考える上で、良い刺激になっている。

平成２１年度 ＯＢ会	平成２１年８月１２日（水） ・ 場所／中村地区センター及び青少年相談センター ・ 参加青少年／３９人
-----------------------	--

(3) 保護者対象の活動

① センター保護者会

各グループの活動状況を保護者に理解していただくことを目的に、年1回、行っており、グループ活動を実際に見学する機会や保護者と職員間でセンターの活動に関する意見交換をする場などを設けている。

平成21年度 センター保護者会	平成22年3月8日（月） ・ 参加者／14人
----------------------------	---------------------------

② 父 母 会

昭和58年10月から、各月に定期的に開催している。コーディネーターとして相談員2名が参加し、第二火曜日の午後1時半から4時まで実施している。

参加者は、来所相談している「父母」としているが、実際には平日の開催とあって、母親の参加が多い。

会の前半は、担当相談員からテーマや資料を提供し、それについての意見交換を行っている。後半は参加者それぞれの家族（青少年）の近況報告を受け、具体的な悩みや問題について話し合っている。

会の前半と後半の合間にティータイムを設け、和やかな雰囲気では進むように工夫している。初めて出席した時には涙ながらに話をし、他のメンバーから励まされていた参加者も、時間が経つにつれて落ち着きと気持ちの余裕を取り戻し、自分の悩みを抱えながらもいつの間にか他の参加者を支える役割を担うようになる。このように父母会は、個別の面接とはまた違ったピアカウンセリングの場となっている。

年1回、外部から講師を招いて研修会を行っているが、平成21年度は父母会メンバーの強い希望で、当所の相談支援担当係長の講演を行った。

平成21年度 父母会研修会	平成22年1月12日（火） ・ 『冬の日の話 ～春を待つて～』 （みなさんに教えていただいたこと、お伝えしたいこと） 講師：関 博之（青少年相談センター：相談支援担当係長） ・ 参加者／28人
--------------------------	--

③ 思春期・青年期家族勉強会

平成9年度から、家族の問題解決力を高めることを目的として、心理教育的なアプローチ（問題解決のための知識や情報を心理面への十分な配慮をしながら伝え、問題への対処法を習得してもらう支援方法）に基づく親の勉強会を開催している。

参加は、個別面接をおおよそ半年以上継続しており、月1回の家族勉強会に継続して参加できることが条件となっている。

この勉強会では、前半でウォーミングアップと情報提供を行い、中間にティータイムを挟んで、後半はグループでの話し合いを行なっている。

ウォーミングアップは、日常生活で起こっている「小さな良いこと」を探し、メンバー間で共有することで、肯定的なコミュニケーションを体験する機会にしている。

情報提供の場面ではテキストを使い、次の三点を目的として実施している。

- 1 不登校・ひきこもり・家庭内暴力などの現象を思春期・青年期の変化のメカニズムを通して理解する。
- 2 子どもの心と行動が回復していくプロセスを学ぶことで、子どもの現状を客観的に把握する。
- 3 それらのことを通して、関わる家族の認識に変化が生じ、子どもとのコミュニケーションが楽にとりやすくなるようにしていく。

後半では、「今後、どのようにしたらよいか」という問題解決に向けての話し合いを行っている。この話し合いを通じて、メンバーが「状況に対して自分たちは無力ではない」と認識し、「対処することができる」という自信をつけていくことができるように、担当相談員は勉強会をコーディネートする役割を担っている。ティータイムも単なる休憩ではなく、メンバー同士の貴重な情報交換の場になっている。

また、平成13年度より年1回「家族勉強会フォローグループ合同研修会」を開催している。会の中では、家族勉強会終了後、各年度ごとに実施、継続されている自主フォローグループの活動状況も報告され、参加年度を超えた交流も行なわれている。

平成21年度 家族勉強会	平日グループ (母親対象)	7回実施	・ 参加者／ 12家族(母親12人) 延べ58人
	日曜グループ (父親・母親対象)	5回実施	・ 参加者／ 11家族(父親2人、母親9人) 延べ43人
平成21年度 家族勉強会 フォローグループ 合同研修会	平成22年2月21日(日) ・ 『つながっていること、続けていくこと』 講師：伊藤 順一郎氏(国立精神・神経医療研究センター) ・ 参加者／43人(父親7人、母親36人)		

5 社会参加・就労体験

青少年相談センターでは、集団活動などにより他者と交流する（対人関係を築く）経験を段階的に重ね、ひきこもり状態からの回復期にある利用者に対し、社会参加や自立をより促進するためのプログラムとして、平成19年度から社会参加・就労体験事業を実施している。

利用者の状況や希望に応じて、パソコン教室やリサイクルショップ等での販売・接客体験など、様々な社会参加・就労体験の機会を提供し、青少年相談センター相談員と体験先スタッフが共に利用者を支えながら、無理のない内容やペースで参加できるように工夫している。

平成21年度実施状況

	プログラム名（実施団体）	実施回数	延参加者数 （実人数）
I 期	野菜の販売体験（たすけあいゆい）	13回	28人（3人）
	パソコン教室（リロード）	25回	25人（1人）
	リサイクルショップでの販売体験（ワーカーズコレクティブ協会）	24回	22人（1人）
	里山・公園整備ボランティア体験（よこはま里山研究所NORA）	11回	11人（2人）
II 期	パソコン教室（リロード）	24回	52人（3人）
	リサイクルショップでの販売体験（ワーカーズコレクティブ協会）	47回	45人（3人）
	ビルの清掃体験（リロード）	11回	26人（3人）
	里山・公園整備ボランティア体験（よこはま里山研究所NORA）	13回	27人（3人）
III 期	里山・公園整備ボランティア体験（よこはま里山研究所NORA）	12回	45人（6人）
	ビルの清掃体験（リロード）	22回	65人（6人）
	高齢者デイサービス体験（たすけあいゆい）	17回	20人（3人）
	レストラン接客体験（メルヘン）	22回	22人（1人）
合 計		241回	388人（24人）※

※ 複数プログラムへの参加者がいるため、各プログラムの実人数の計と一致していません。

6 研 修

職員の資質向上を図り、日常の相談業務に役立てるために、毎年、所内研修を企画・実施している。所内研修は、児童相談所、よこはま若者サポートステーション、地域ユースプラザの各職員にも参加を呼びかけている。

また、こども青少年局の派遣研修計画に基づき、所外研修にも参加した。

(1) 所内研修

- ① 「発達障害児・者に対するSSTの実践」 <全2回>
講師：田園調布学園大学人間福祉部 助教 舩松 克代氏
- ② 「心理面接の基礎」 <全2回>
講師：ちば心理教育研究所 所長 光元 和憲氏
- ③ 「記録の書き方」
講師：鎌倉女子大学 非常勤講師 加藤 利明氏

(2) 所外研修

- ① ワークショップ・心理療法 （このはな児童学研究所）
「箱庭療法と描画（風景構成法を用いて）」
「発達障害の理解と心理療法の実際」
「コラージュ療法入門 ～いろいろな誤解に答える～」
- ② 日本家族研究・家族療法学会 （日本家族研究・家族療法学会）
「第26回大会 家族：いのちのつながりと変化のうねり」
- ③ 日本電話相談ワークショップ（日本電話相談学会）
「2009年度電話相談京都ワークショップ」
- ④ 全国青少年相談研究集会（国立青少年教育振興機構）
「平成21年度全国青少年相談研究集会」

7 思春期・青年期市民講座

(1) ひきこもり市民講座

思春期・青年期の特性をふまえ、ひきこもりに関する理解を広く市民に啓発するために市民講座を実施している。ひきこもりに悩む家族等に問題解決の一助となるようなひきこもりに関する情報提供を行うなどしている。

- 【日 時】 平成21年9月27日（日）
【会 場】 横浜市青少年相談センター 5階・多目的ホール
【テーマ】 ひきこもりからの第一歩
 ～ひきこもっている若者たちへのかかわり～
【講 師】 高塚 雄介氏（明星大学 人文学部教授）
【参加者】 107人

(2) ひきこもり出前講座

平成20年度より、民生委員・児童委員及び青少年指導員を対象に、青少年相談センターの職員が出向く形でひきこもり出前講座を実施している。ひきこもりに関する理解を深め、地域での活動の参考となるよう、ひきこもりの実態や対応、支援機関に関する情報等についての話をしている。

- 【実施回数】 14回
【延べ参加人数】 502人



関係機関のみなさまへ

年々、青少年の問題が複雑化する中で、対応する相談機関の充実が求められてきています。当センターでも、そのような機関のひとつとして、各関係機関との連携をとりながら、利用者へのニーズに応えていきたいと思っております。

この事業報告書を、ひとりでも多くの方に、ご活用いただき、利用者支援の一助となれば幸いに存じます。

当センターをご紹介いただく際に

ご紹介いただく前に、担当の方から当センターへ、事前にご相談の連絡をいただければ幸いです。

ご多忙中、お手数かと存じますが、よろしくお願い申し上げます。なお、ご相談の内容によっては、他機関を紹介させていただく場合や、連携しながらの関わりをお願いする場合もありますので、ご承知おきください。